平成２２年（フ）第７７３号
東京都葛飾区亀有５丁目３－３
債務者　木村奈緒子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区初音ケ丘45―23
債務者　千代田美穂子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８０号
広島県福山市加茂町八軒屋103番地１
債務者　金尾　政子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８３号
広島県福山市加茂町字八軒屋103番地１
債務者　金尾　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７３５７号
千葉県船橋市上山町２丁目485―１―105、破産手続申立時の住所東京都江戸川区中葛西１―31―51―Ｂ―102
債務者　川上　　章
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０号
青森市大字新城字平岡255番地47
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁128番地３
債務者　上野　好司
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５１号
東京都調布市飛田給３丁目24番地12ＭＫヴェール102
債務者　星野　功子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８号
東京都府中市白糸台３丁目31番地の６グローリオ府中白糸台Ｂ104
債務者　那須　　一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２８号
静岡市駿河区石田３丁目13番33号　コンシェール石田101号
債務者　岡田　佑介
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１７５７９号
東京都江戸川区松島３丁目34―３
破産者　宮　　康弘
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７号
埼玉県川越市藤間47　レジデンスＹ―206、住民票上の住所埼玉県熊谷市板井1333―31
破産者　鳴海　英太
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９４１号
東京都八王子市めじろ台１丁目45―12
破産者　山口　博之
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１８６号
東京都武蔵野市境２丁目26―10、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　株式会社ブレーンアーツ
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１８７号
東京都武蔵野市境２丁目26―10
破産者　佐藤　　聡
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５９７号
東京都台東区日本堤１丁目13番８号
破産者　株式会社トレビアン
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５９８号
東京都江戸川区南小岩４丁目７―17
破産者　朝倉　誠一
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部